平成２４年（フ）第１０３６６号
東京都北区東十条５丁目１－９－202
債務者　佐手　勝己
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３７０号
東京都品川区荏原１丁目３－11
債務者　二井　洋次
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３７８号
東京都板橋区三園１丁目32－26－306
債務者　佐藤世緯羅
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３８３号
東京都東村山市栄町３丁目20－５－402
債務者　大角　　恵
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３８６号
東京都葛飾区西亀有１丁目20－４－512
債務者　横山　好枝
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９０号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目５－７－607
債務者　島田清美こと　禹　　清美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９２号
東京都練馬区上石神井南町５－29－205
債務者　臼井　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９３号
東京都狛江市和泉本町４丁目７－49－401
債務者　早川　亨爾
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９４号
東京都目黒区柿の木坂１丁目25－９　第１旭荘111
債務者　山田知惠子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９５号
神奈川県海老名市上郷３丁目３－２－103
債務者　橋本　啓子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９６号
東京都板橋区赤塚新町３丁目７－４
債務者　黒岩　賢人
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４０３号
神奈川県相模原市南区松が枝町15－11－205、住民票上の住所神奈川県相模原市南区上鶴間１丁目18－９　第３大志毛コーポ105
債務者　會津　枝美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４０５号
東京都足立区綾瀬２丁目41－４－305
債務者　大久保和江
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４２２号
東京都八王子市久保山町１丁目４－11
債務者　倉島　　大
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４２４号
神奈川県厚木市山際957－２
債務者　太宰　演子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部